

〔卷頭文〕

早稲田大学教旨の確定過程

——市島謙吉「雙魚堂日載」による考証——

大日方 純 夫

はじめに

早稲田大学は創立三〇周年を迎え、これを記念する一環として、一九一三年、「教旨」を定めた。発案者は高田早苗である。では、教旨の文言はどのような過程をとって確定されたのであろうか。『早稲田大学百年史』は、教旨の制定について、つぎのように記している。⁽¹⁾

教旨制定は高田の発案によるものであり、三十周年記念祝典の一環であった。従って、教旨制定作業は祝典準備と並行して進められた。明治四十五年一月三十一日の維持員会で教旨起草委員会の設置が決議され、その委員に天野為之、坪内雄蔵、浮田和民、松平康国、塩沢昌貞、金子馬治、中島半次郎の七名が学長より指名せられた。この七委員により同年二月二十四日以降委員会が数回に亘って開かれ、教旨草案は何回か修正されて、最終草案に至ったものと思われる。市島春城手稿『雙魚堂日

載』巻十一に、中島案と二つの坪内案とが残されているが、市島によると、「先づ従来唱ひつつある事を試みに文章に綴つて見ん」とて執筆された中島案は「余りに幼稚なる言ひ廻はしの処あり、余りに露骨なる所あり、又余りに長きに失し、到底宣言などとしては不適當」なので、坪内が改作して、「先づ完全に近かし、唯だ字句に於て未だ穩かならざるもの」がある草稿を得、これが最終草案の骨格となったようである。とはいえ、何れの案においても、学問の独立、学問の活用、および模範国民の造就の三つが中心であることに相違はない。委員会の討議を経て作成された最終草案は、更に大隈の意見を採用入れて修正され、左の如く教旨が制定された。

すなわち、①一九二二年一月の維持員会で教旨起草委員会の設置が決議されたこと、②委員には天野・坪内・浮田・松平・塩沢・金子・中島の七名が学長（高田）から指名されたこと、③同年二月以降、数回にわたって委員会が開かれたこと、④教旨草案は何回か修正され、最終草案に至ったと推定されること、⑤中島案と二つの坪内案が残されており、坪内の改作が最終草案の骨格になったと考えられること、⑥最終草案は大隈の意見を採用入れてさらに修正され、教旨が制定されたこと、が明らかにされている。しかし、実際に教旨草案がどのように修正され、最終草案に至ったか明確ではない。

現在、早稲田大学では、早稲田大学百五十年史編纂委員会のもと、「早稲田大学百五十年史」の原稿執筆がすすめられており、教旨については、第一巻の「第2部 「模範国民の造就」とデモクラシーの機運」のなかの「第2章 早稲田大学とその第二期拡張計画」の「第2節 創立三十周年と教旨の制定」で扱われる予定となっている。しかし、スペースの関係から、教旨制定過程の詳細を叙述することは困難となる見込みである。

そこで、以下では、前記『早稲田大学百年史』の④と⑤に絞って、教旨草案がいかに修正され、最終草案に至ったのかを、市島の手稿「雙魚堂日載」などによって考証してみることにした⁽²⁾。

一 教旨草案の作成

まず、市島は「雙魚堂日載 卷十一」で、要旨、つぎのように記している。一九二二年七月七日ないし八日に記載したものと考えられる。

早稲田大学の教旨は、開校当時、小野梓が学問の独立を云々して演説し、それが教旨の一部分を形づくり、以来、時勢の変遷につれ、時に応じて「天下に呼号」したことが追々つけ加わり、「自然不文の教旨」があるが如くだったが、実に漠として極めて大体のほかは定まっていなかった。そこで、三〇年を機として一定してはどうかという説が出て、五人から七人の委員を選んでこれに付託することとなった。まず、従来唱えつつあることを試みに文章に綴ってみることになり、中島半次郎が執筆し、それを案として討議を重ねたところ、大体は、学問の独立、学問の活用、模範国民の造就の三点に帰着した。しかし、文章のあらわし方に至っては、銘々説があり、容易にまとまらなかった。結局、銘々が作ってみることになったが、いづれにしても中島の案は、余りに幼稚な言い回しのところがあり、余りに露骨なところがあり、また、余りに長きに失して、到底、宣言などとしては不適當であった。

以上が、市島が記す教旨検討当初の状況である。表現や長さなど、中島が執筆した「早稲田大学教旨草案」（以下、中島草案）については、多々問題点が指摘されたようであるが、逆に言えば、開設当初の「学問の独立」に対して、時に応じて「天下に呼号」してきたことが追々つけ加わった「自然不文の教旨」が、この草案にはそのまま反映されているともいえる。したがって、教旨に結晶することになる当時の早稲田大学のあり方を、そこに伺うことができる。中島が起草した「教旨草案」は、かなりの長文であるが、教旨の初案として、全文をそのまま掲げる。

【中島半次郎執筆案】

早稲田大学教旨草案

我が早稲田大学は、学問の独立を計り、学問の活用を知らしめ、兼ねて模範国民を造るを以て、建学の根底立教の本旨と為す。国民精神の独立が学問の独立に基するの一事は、争ふべからざる通理にして、之には二義を含む。即ち一は内に対し教権政權其他一切の世間の煩累より脱却するを指し、他は外に対し外国の学問より独立することを意味す。学問を学問として研究せず、之を以て宗教を宣伝し、政党を組織し、学閥を形成し、又は或る勢力に迎合するの具と為すが如きは、最も学を為すの本旨に悖る。他方に学問は独創的研究を尚ぶ。学問の研究を以て多く外国に依頼し、常に外国文化の後塵を拝し、学を為すに必ず何れかの外国語に依らざるべからざるが如きは、苟も一独立国民として立てるもの、面目にあらず。我が大学は乃ち学に志す者をして、内にしては国内一切の煩累より脱し、自由討究の精神を以て、学問を学問とし、真理を真理として研究せしめ、外にしては独創的研究に依り宇宙の公理、人性の至微を闡明する上に於て敢て他国に譲らざるが如き地歩を占むるに至らしめんことを期す。

学問は学問の爲めに之を研究せしむべきも、其真理に徹底するの極、更に之を實際に活用して世間人文の發達を助けしむる如くするは、亦学を為さしむる要旨とす。学問と事業と岐れず、理論と實際と離れず、学問は事業を導きて其功を為し、理論は實際を率ゐて之を改善する所に、始めて世間一切の秩序ある進歩を遂ぐることを得べし。是故に学問を活かして以て實際を改善するが如き活智を養はしめ、足は常に現実の境を踏むも眼は常に理想の光を追ひ、絶えず進歩的精神を以て向上の一路を開かんとして務めしむるは、学を為さしむる者の切要なる用意なり。これはを為さず、却りて受験の爲めに暗記的の学問を強ひ、其間に何等活用の才を養ひ判断批評の力を練らしめざる如きは、人の靈智を殺し、其材能を枯渴せしむる所以にして、斯くの如くんば、国家棟梁の材は機械的の木偶と化すべし。我が大学教授の方針は、乃ち学生をして自奮自修し、其学ぶ所に徹底すると共に、如何に之を實際に活用すべきかの活智を養はしめ、飽くまで批評的精神と応用的材能とを練らしめ、實力を以て世に立ち、以て最後の勝利を占むるが如き人士を造らんと務むべし。我が大学が一面一個の実用大学を以て任じ、社会有用の人を

造ることを期する主張は即ち此点に存す。

但し大学の使命は、専門の學術を授け、世間有用の人材を造るを以て足れりとすべからず。更に其品性を練り一般国民の模範となる如き修養ある高雅の人士を造らんと務むべし。所謂模範国民とは世界に対しては世界的国民として働き、国家に対しては立憲思想を有し、自己に対しては自敬自重の念健剛不屈の意力を有する人を謂ふ。今の世界に処しては、偏狭なる国家思想を以て立ち、他国を敵の如くに視るよりも、寧ろ之を友邦とし、世界を我が物と考へ、世界の舞台に活躍して以て国民幸福を増進せしむべく、同時に国家に対しては、立憲治下の国民として、自他の權利義務を尊重し、憲政有終の美を濟し、以て上聖明に答へ奉らしむべく、而して又自己に対しては、己が身は空しく此の世に生れたるものにあらず他人の代り得べからざる使命を果すべき為めに生れたるものにして、我が身小なりといへど、一家に係り、一国に係り、世界に係ることあるを知り、過去には祖先の遺業を墜さず、現在にしては己が力のあらん限りを尽し、而して未来には其子孫を向上せしむる如く努力せしめざるべからず。是等の点に於て、我が大学は、偏狭なる国家主義を以て教育すること無く、寧ろ世界を相手として活動するが如き進取的の國民を造らんと務め、之と共に教育と政治とを分離し、一切の政治思想に遠ざからしめんと企つる如き弊風を破り、一政党の爲めには計らざるも一國民として応に有すべき政治思想と經世的熱心とを与へんことを企て、更に又利己に流れ破壊に傾くこと無く、自敬自重の念を有し、高雅なる品性を以て世に立つが如き人士を造らんと務むべし。かゝる趣旨を以て、我が大学は學生を教育し、私に我が大学を以て時勢の先を為し、國民品格の典型を示し、我が國家發展の上に絶えず新生氣を漲らしむる一大源泉たらしめんことを希ふ。

中島の草案は、「國民精神の獨立が學問の獨立に基するの一事は、争ふべからざる通理」であるが、これには二つの意味があるとしている。すなわち、「一は内に対し教權政權其他一切の世間の煩累より脱却する」ことを指し、「他は外に対し外國の學問より獨立する」ことを意味するとしている。前者については、さらに具体的に「學問を學問として研究せず之を以て宗教を宣傳し、政黨を組織し、學閥を形成し、又は或る勢力に迎合するの具と為すが如きは、

最も学を為すの本旨に悖る」と説明している。開校当時、小野が強調した政党からの「独立」という要素に対し、その後、宗教・政治（権力）からの「独立」という要素が加わってきたことがわかる。

他方、後者については、「学問の研究を以て多く外国に依頼し、常に外国文化の後塵を拝し、学を為すに必ず何れかの外国語に依らざるべからざるが如きは苟も一独立国民として立てるもの、面目にあらず」と説明している。これは、小野の開校演説の主眼と一致している。

つぎに中島草案は、学問は学問のために研究させるとしても、その真理を徹底させたいうで、これを実際に活用して「世間人文の発達」を助けることが必要だとし、「学問と事業と岐れず、理論と実際と離れず、学問は事業を導きて其功を為し、理論は實際を率ゐて之を改善する」ことによって、はじめて「世間一切の秩序ある進歩」を遂げることができるとする。足は常に「現実の境」を踏み、眼は常に「理想の光」を追い、絶えず進歩的精神をもって向上につとめることが、学をなす者には必要だというのである。こうした観点から、受験のために「暗記的の学問」を強い、「活用の才」や「判断批評の力」を養成しないのは、「人の靈智」を殺し、その「材能」を枯渇させるものだとし、そんなことでは、「国家棟梁の材」が「機械的の木偶」になってしまつと、厳しく批判している。「批評的精神」と「応用的材能」を養成し、「社会有用の人を造る」ことを期するというのである。

しかし、それだけでは足りないとして、さらに「品性」を練り、「一般国民の模範」となるような「修養ある高雅の人士」を造ることにつとめるべきだとする。すなわち、「模範国民」とは、世界に対しては「世界的国民」として働き、国家に対しては「立憲思想」を有し、自己に対しては「自敬自重の念、健剛不屈の意力」を有する人だということである。「模範国民」の意味が、世界・国家・自己という三つのレベルで語られていたといえる。

このような観点に立つて、わが大学は、偏狭な国家主義をもって教育することなく、むしろ世界を相手として活動

するような「進取的の国民」を造ることにつとめ、これとともに、教育と政治を分離して政治思想から遠ざけようとする弊風を破って、「一国民として応に有すべき政治思想と経世的熱心」を与えることを企て、さらに利己に流れ破壊に傾くことなく、「自敬自重の念」をもち、「高雅なる品性」をもって世に立つ人士をつくることにつとめるべきだとした。偏狭な国家主義を排して世界的な進取の立場をとり、立憲的な政治思想に富んだ人物を養成することを課題としたのである。

以上、中島草案はかなりの長文にわたるものであったが、前述のように市島によれば、これをもとに討議を重ね、学問の独立、学問の活用、模範国民の造就の三点を確認したうえで、それぞれが案文を作ってみることになったという。

ただし、不審なのは、市島が『早稲田大学百年史』が記載する前記七人の起草委員に含まれていないことで、市島がこうした議論に参画しているのが、いかなる立場からなのか、市島が「早稲田大学三十年式典」の「準備委員長」(責任者)であったこと⁽³⁾によるとも考えられるが、判然とはしない。また、案文を作ってみることになった「それぞれ」とは、教旨起草委員「それぞれ」のことであろうが、はっきりとはしない。

二 教旨案の検討

市島は中島の草案を貼付した後に、さらにつきのように記している(以下、教旨案文を除き、「雙魚堂日載」からの引用については、適宜、句読点を補った)。

右二付坪内逍遙が改作したるもの先づ完全に近かし。唯だ字句に於て未だ穩かならざるものあり、今日示されたる折、余の注文を入れて一二個所改刪されたるも、いまだ佳ならざる所尚あり、僅かに一二の熟字を工風せは完全ならん歟。

すなわち、一九二二年二月二四日以降、委員会のもとで教旨が検討され、坪内の改作案が「完全」に近いものとして、七月七日ないし八日に市島に示されたのであろう。これに対して市島が「字句」に関して「注文」をつけ、それをいれて一、二か所改められたことになる。「雙魚堂日載 卷十一」に書き写されているつぎのものが、坪内による改作案であらう。

【A 坪内逍遙改作案】

我早稲田大学ハ学問の独立を全ふし学問の活用に習熟せしめ兼て模範國民を造就することを以て建学の本旨と為す

学問の独立を重んずるか故に我大学は政教其他一切の羈絆を脱し学理を学理として自由に討究せしむると共に常に独創の研鑽に力めしめ外国学界の造詣以外又ハ以上に世界の学問に寄与する所あらしめんことを期す

学問の活用を重んずるか故に我大学ハ常に学問と實際との一にして二ならざる所以を厲説し学理を学理として独立に討究せしむると共に社会国家ニ対する学の活用を忘るゝことなからしめ以つて理想と現実との調撰に長し秩序ある進歩ニ適するの技能を訓練せんことを期す

模範國民を造就せんとするか故に我大学ハ彼の偏狭なる国家思想不健全なる個人主義の諸弊を去り外ハ世界の公福の爲めに活動に力むると共に内は立憲治下の國民として齊家経世の任に堪へ政治上社会上私交上共に能く一世の典型たるに適するの人格を養成せんことを期す

正式に確定されることとなる教旨と、基本的に一致していることがわかる。市島が記しているように、分量・構成ともに、ほぼ「完全」とみなされるようになったといえる。したがって、以後、「字句」表現を中心に検討が加えられていくことになる。

市島の「雙魚堂日載 卷十一」には、その後、一九二二年七月一三日に記されたと考えられる記事に、つぎのように記されている。

学校教旨案は坪内の執筆に係り、昨日委員会に於て種々討論の末、更らに簡潔にする事となり、坪内自から加筆して漸く無難の文章を得たり。簡潔なから要を得たり。即ち左に収むる所のものは是れ也。

すなわち、七月一二日の委員会で坪内案をめぐって議論した末に、さらに簡潔にすることとなって坪内自身に加筆し、その結果、簡にして要を得た無難な文章となったというのである。市島はその坪内再改作案を「雙魚堂日載」に貼付している。

【B 坪内逍遙再改作案】

早稲田大学教旨（草案）

我早稲田大学は学問の独立を全うし学問の活用を重んじ模範国民を造就するを建学の本旨と為す

学問の独立を全うせんとするが故に我大学は自由討究を主とし政教其他一切の羈絆を脱し常に独創の研鑽に力め世界の学問に寄与する所あらんことを期す

学問の活用を重んずるが故に我大学は常に学問と實際との一にして二ならざる所以を厲説し学理として独立に討究すると共に社会国家に対する学の活用に力め秩序ある進歩に適するの材を養成せんことを期す

模範國民を造就せんと欲するが故に我大學は内は立憲帝國の忠良なる臣民として齊家經世の任に堪へ外は広く世界に活動し得る資を備へ公私共に國民の典型たるに適する人格を養成せんことを期す

その後しばらく市島の「雙魚堂日載」には、「教旨」に関する記載がない。この月末、明治天皇が死去したため、創立三〇周年記念行事が延期されたからであろうか。関係する記事が登場するのは、「大正二年二月以降」と表紙に記された「卷十五」である。前回の記載から約九か月後、一九二三年四月二〇日に記載されたと考えられる記事には、つぎのようにある。

早稲田大學教旨しばしば委員會にかけて幾度か稿を改む。此の程最後の委員會に於て修正したる所尚二三字穩かならざる所あり、更らに修正を要すと云ふ。

「委員會」としての検討は一九一三年四月時点で「最後」になったものの、なお字句について若干の「修正」を要することになったのである。市島はこの記載の後に、つぎのような「早稲田大學教旨起草委員會」による「草案第六号」を貼付している。

【C 早稲田大學教旨起草委員會草案第六号】

早稲田大學教旨（草案第六号）

早稲田大學は學問の獨立を全うし學問の活用を遂げ模範國民を造就するを以て建學の本旨と爲す。

學問の獨立を全うせんとするが故に本大學は自由討究を主とし獨創の攻修に力め政教其他一切の羈絆を受けず以て世界の學問に裨補する所あらんことを期す。

学問の活用を遂げんとするが故に本大学は常に学問と實際との一にして二ならざる所以を信じ学理を学理として討究すると共に之を国家社会に活用するの道を講じ以て進取の人材を養成せんことを期す。

模範國民を造就せんとするが故に本大学は内は立憲帝國の忠良なる臣民として齊家經世の任に堪へ外は広く世界に活動するの資を具へ國民の典型たる人格を養成せんことを期す

市島の記載によれば、この「草案第六号」が最後の起草委員会に付されたものか、あるいはその委員会で修正を加えたものということになる。しかし、なお「二三字穩かならざる所あり」、さらに修正を要することになったらしい。市島は「雙魚堂日載 十七」、すなわち一九一三年八月以降の手記で、つぎのように記している。

早大の教旨案昨年来委員会を開くこと前後六、七回、稿を改むることも五、六回の多きに及びたれど、結局に於て尚可ならざる所あり、個様のみの議論を闘ハせは闘ハすほど文章理屈ニ落ちて漸く文章追々あしく成り行くは此種のものに有り勝の事也。仍て此度は理屈家を除外し漢文家のみを会して字句の相談を為すこそ然るべしと、余担当して一夕、早稲田の漢文家松平、桂、菊池、牧野を某亭ニ会し四五の修正を施し、漸く可を覚ふるに到れり。

市島がこのように記載したのは、一九一三年八月上旬（八月一〇日以前）のことと考えられる。前年以来、委員会を六、七回開催して、「稿を改むること」五、六回を重ねて得た案が、先に掲げた「草案第六号」にあたるのではないかと考えられる。そして、この段階（一九一三年四月時点）で、教旨の検討は起草委員会の手から離れたものと推定される。しかし、なお教旨の文言は確定されていない。検討を重ねてみたが、決着がつかない。そこで市島は、「理屈」ではなく、「文章」として教旨の「字句」を確定すべく、自らがこれを担当することにしたと記している。そして、「漢文家」を結集して非公式に相談し、四、五か所修正して、ようやく「可」と判断するに至ったというのである。

ここに記載されている「漢文家松平、桂、菊池、牧野」とは、松平康国・桂五十郎・菊池三九郎・牧野謙次郎のことであろう。いずれも「早稲田漢学」の中心的な担い手であった。⁽⁴⁾ ちなみに、菊池について市島は、「学校の種々の儀式に必要とする多くの文章を筆作した」と記しているといふ。⁽⁵⁾

なお、市島の「雙魚堂日誌」一九一三年七月二八日の条には、「五時より神楽坂春陽楼ニ学校の教旨を修正するため、松平、牧野、杉山、菊池、桂を会し字句の修成をなし終り、晚餐を共にして別る」と記されている。したがって、「雙魚堂日載」の「一夕」とは、七月二八日のことであつたと考えられる。また、修正の席には、前記四人のほか、杉山令吉も加わっていたことになる。

こうして、三〇年記念式典の二か月前、ようやく市島のもとで教旨案が完成されたとみられる。記念式典で発表された早稲田大学教旨を記しておこう。⁽⁶⁾

【D】正式発表された教旨

早稲田大学教旨

早稲田大学は学問の独立を全うし、学問の活用を效し、模範國民を造就するを以て建学の本旨と為す。

早稲田大学は学問の独立を本旨と為すを以て、之が自由討論を主とし、常に独創の研鑽に力め、以て世界の学問に裨補せん事を期す。

早稲田大学は学問の活用を本旨と為すを以て、学理を学理として研究すると共に、之を實際に応用するの道を講じ、以て時世の進運に資せん事を期す。

早稲田大学は模範國民の造就を本旨と為すを以て、立憲帝國の忠良なる臣民として個性を尊重し、身家を發達し、国家社会を利濟し、併せて広く世界に活動す可き人格を養成せん事を期す。

三 教旨文言の確定過程

では、教旨の文言はいかに確定されていたのであろうか。ほぼ「完全」とみなされるようになった坪内の改作案以後の推移を検討してみよう。

教旨を四つに分けて、前文を0、「学問の独立」を1、「学問の活用」を2、「模範国民の造就」を3とし、坪内の改作案をA（一九二二年七月）、坪内の再改作案をB（一九二二年七月）、委員会の草案第六号をC（一九一三年四月）、発表された教旨をD（一九一三年一〇月）として、教旨の表記・表現がいかに確定されていたのか、その経緯を対照させたものが別表である。特徴的な表記・表現の推移を示すため、Aには通常の下線、Bには点線、Cには波線、Dには二重の下線をそれぞれ付し、前案を継承している場合は、前案の下線を残した。

まず、下線は付さなかったが、Aの0冒頭にあった「我」は、C以後、削除されている。他方、0だけでなく、1・2・3の最初にも、Dに至ってすべて「早稲田大学」の主語が加えられている。語調を整えるための「漢文家」による修正であろう。

つぎに0（前文）について。基本的にA・B・C・Dとも共通しているが、Aの「習熟せしめ」は、Bで「重んじ」となり、Cで「遂げ」に変えられ、Dの「效し」で確定された。

1（学問の独立）について。Aの「重んずるか故に」が、Bでは「全うせんとするが故に」となり、これはCでも踏襲されたが、Dで「本旨と為すを以て」で確定された。「漢文家」による修正である。

最も大きな1の変更点は、Aにあった「政教其他一切の羈絆を脱し学理を学理として自由に討究せしむると共に」

教旨案対照表

0	A	我早稲田大学ハ学問の独立を全ふし学問の活用に <u>習熟せしめ兼て模範国民を造就することを以て建学の本旨と為す</u>
	B	我早稲田大学は学問の独立を全うし学問の活用を <u>重んじ模範国民を造就するを建学の本旨と為す</u>
	C	早稲田大学は学問の独立を全うし学問の活用を <u>遂げ模範国民を造就するを以て建学の本旨と為す</u>
	D	早稲田大学は学問の独立を全うし、学問の活用を <u>效し</u> 、模範国民を造就するを以て建学の本旨と為す
1	A	学問の独立を重んずるか故に我大学は政教其他一切の羈絆を脱し学理を学理として自由に討究せしむると共に常に <u>独創の研鑽に力めしめ外国学界の造詣以外又ハ以上に世界の学問に寄与する所あらしめんことを期す</u>
	B	学問の独立を全うせんとするが故に我大学は自由討究を主とし政教其他一切の羈絆を脱し常に <u>独創の研鑽に力め世界の学問に寄与する所あらんことを期す</u>
	C	学問の独立を全うせんとするが故に本大学は自由討究を主とし <u>独創の攻修に力め政教其他一切の羈絆を受けず以て世界の学問に裨補する所あらんことを期す</u>
	D	早稲田大学は学問の独立を本旨と為すを以て、之が自由討究を主とし、常に <u>独創の研鑽に力め、以て世界の学問に裨補せん事を期す</u>
2	A	学問の活用を重んずるか故に我大学ハ常に学問と實際との一にして二ならざる所以を <u>属説し学理を学理として独立に討究せしむると共に社会国家ニ対する学の活用を忘るゝことなからしめ以つて理想と現実との調撰に長し秩序ある進歩ニ適するの技能を訓練せんことを期す</u>
	B	学問の活用を重んずるが故に我大学は常に学問と實際との一にして二ならざる所以を <u>属説し学理として独立に討究すると共に社会国家に対する学の活用に力め秩序ある進歩に適するの材を養成せんことを期す</u>
	C	学問の活用を <u>遂げんとするが故に本大学は常に学問と實際との一にして二ならざる所以を信じ学理を学理として討究すると共に之を国家社会に活用するの道を講じ以て進取の人材を養成せんことを期す</u>
	D	早稲田大学は学問の活用を本旨と為すを以て、 <u>学理を学理として研究すると共に、之を實際に応用するの道を講じ、以て時世の進運に資せん事を期す</u>
3	A	模範国民を造就せんとするか故に我大学ハ彼の偏狭なる国家思想不健全なる個人主義の諸弊を去り外ハ世界の公福の爲めに活動に力むると共に内は立憲治下の国民として齊家経世の任に堪へ政治上社会上外交上共に能く一世の典型たるに適するの人格を養成せんことを期す
	B	模範国民を造就せんと欲するが故に我大学は内は立憲帝国の忠良なる臣民として齊家経世の任に堪へ外は広く世界に活動し得る資を備へ公私共に国民の典型たるに適する人格を養成せんことを期す
	C	模範国民を造就せんとするが故に本大学は内は立憲帝国の忠良なる臣民として齊家経世の任に堪へ外は広く世界に活動するの資を具へ国民の典型たる人格を養成せんことを期す
	D	早稲田大学は模範国民の造就を本旨と為すを以て、立憲帝国の忠良なる臣民として個性を尊重し、身家を発達し、国家社会を利濟し、併せて広く世界に活動す可き人格を養成せん事を期す

である。B・Cは基本的にこれを踏襲して「政教其他一切の羈絆」を脱することを「学問の自由」の具体的な内容として表示していた。その背景にあったのは、中島の初案が詳しく記載していたような認識であろう。ただし、「更らに簡潔に」(市島「雙魚堂日載」)しようとしたためか、Bは「自由討究を主とし政教其他一切の羈絆を脱し」、Cは「自由討究を主とし独創の攻修に力め政教其他一切の羈絆を受けず」と、表記・表現に修正を加えている。ところが、Dではこのような「政教其他一切の羈絆を受け」ないという含意が消え、単に「自由討究を主とし」のみとなった。中島案以来含意されていた宗教・政治(権力)からの「独立」という要素は、D、すなわち「漢文家」による修正によって消えたのである。

また、Aの「外国学界の造詣以外又ハ以上に世界の学問に寄与する所あらしめん」は、Bでは後半の「世界の学問に寄与する所あらん」のみとなった。「更らに簡潔に」しようとしたためであろう。Cはこれを「世界の学問に裨補する所あらん」と若干修正し、Dで「世界の学問に裨補せん」となった。

2 (「学問の活用」) について。A・Bともに「重んずるか故に」となっていた部分は、Cで「遂げんとするが故に」となり、Dで「本旨と為すを以て」となった。CからDへの変更は、1の場合と同様であり、「漢文家」が語調を整えようとしたのであろう。

2の大きな変更点は、Aが「常に学問と実際との一にして二ならざる所以を厲説し学理を学理として独立に討究せしむる」としていた箇所が、Dで「学理を学理として研究する」となっている点である。この箇所について、Bは「常に学問と実際との一にして二ならざる所以を厲説し学理として独立に討究する」、Cは「常に学問と実際との一にして二ならざる所以を信じ学理を学理として討究する」と、基本的にAを踏襲しているが、Dの「漢文家」による修正に至って、大幅な簡略化がはかられたことがわかる。

また、これにつづくAの「社会国家ニ対する学の活用を忘るゝことなからしめ以て理想と現実との調撰に長し秩序ある進歩ニ適するの技能を訓練せん」については、Bで「社会国家に対する学の活用に力め秩序ある進歩に適するの材を養成せん」、Cで「国家社会に活用するの道を講じ以て進取の人材を養成せん」と、次第に簡略化され、Dで「実際に応用するの道を講じ、以て時世の進運に資せん」となった。

3 「模範国民の造就」について。Aの「せんとするか故に」は、Bで「せんと欲するが故に」に、Cで「せんとするが故に」になったが、Dで1・2と同様の語調となり、「本旨と為すを以て」で確定された。

3の大きな変更点は、Aの「彼の偏狭なる国家思想不健全なる個人主義の諸弊を去り外ハ世界の公福の爲めに活動に力むると共に内は立憲治下の国民として齊家行世の任に堪へ政治上社会上私交上共に能く一世の典型たるに適する人格」から、Bで「彼の偏狭なる国家思想不健全なる個人主義の諸弊を去り」が削除され、さらに「外」と「内」の順番を入れ替えて簡略化し、「内は立憲帝国の忠良なる臣民として齊家経世の任に堪へ外は広く世界に活動し得る資を備へ公私共に国民の典型たるに適する」とした点である。Aの「立憲治下の国民」はBで「立憲帝国の忠良なる臣民」となり、これはCを経てDで確定された。Aの「偏狭なる国家思想不健全なる個人主義の諸弊」が消え、かわつてB以降、「立憲帝国の忠良なる臣民」が登場したといえる。また、「内」と「外」に分けて「模範国民」の資質を説明するA・B・Cの仕方はDで否定され、「個性を尊重し、身家を發達し、国家社会を利濟し、併せて広く世界に活動す可き人格」となった。

以上検討を加えてきたように、早稲田大学教旨は、高田学長の提起をうけて設置された教旨起草委員会のもと、中島半次郎草案を当初案とし、以後、これを改作した坪内逍遙案をベースに検討が重ねられ、最終的には、市島のも

と、漢学者の手によって文言が整えられたものと考えられる。かくて確定された早稲田大学教旨は、一九一三年一月二七日の記念祝典初日、大隈重信総長によって広く宣言されたのである。

註

- (1) 早稲田大学大学史編集所編『早稲田大学百年史』第二卷
(早稲田大学、一九八一年) 六八二ページ。
- (2) 早稲田大学図書館所蔵。
- (3) 「雙魚堂日載 卷十一」。なお、すでに島善高氏が市島の「雙魚堂日載」等を用いて教旨の制定過程に検討を加えている(『早稲田大学「教旨」について』『早稲田大学史記要』第四二卷、二〇一一年三月)。
- (4) 『早稲田大学百年史』別卷Ⅰ(一九九〇年)、八四九ページ。
- (5) 『早稲田大学百年史』第四卷(一九九二年)、七五六ページ。
- (6) 『早稲田大学百年史』第二卷、六八二〜六八三ページ。